

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：13201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22720243

研究課題名(和文) 鎌倉幕府守護関係史料・論考の網羅的収集・分析に基づく帰納的研究

研究課題名(英文) A Re-Examination of Kamakura Bakufu's Shugo

研究代表者

熊谷 隆之 (KUMAGAI, Takayuki)

富山大学・人文学部・准教授

研究者番号：70553113

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：鎌倉幕府の守護に関する文献史料と研究を網羅的に収集・分析し、鎌倉時代の守護のありかたや在職状況、その時期的推移について検討していくための基礎づくりを目指した。在職状況については、現在、分かりうる限界近くまで把握することができた。守護のありかたには地域差があること、それが鎌倉時代半ばのモンゴル襲来への対応で大きく変化することなどが、より鮮明となった。

研究成果の概要(英文)：This research is an attempt to open a new line of discussion about Kamakura Bakufu's syugo (protector, military governor). Therefore, the historical documents about Kamakura Bakufu's shugo were collected comprehensively. The holding the post situation and regional difference of Kamakura Bakufu's shugo became clear rather than before.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学 日本史

キーワード：守護 鎌倉幕府

1. 研究開始当初の背景

鎌倉幕府守護制度に関する先駆的かつ通説的位置を占める研究として、佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編』(東京大学出版会、1971年、初出1948年)が挙げられる。佐藤は、鎌倉期守護の関係史料を網羅的に収集し、時期ごとの各国守護の比定を試みた。しかし、増訂版においても副題は外されておらず、残念ながら鎌倉期守護に関する全面的考察は、後日の課題とするにとどまった。

もとより、その後、鎌倉幕府の守護を取りあげた個別研究も数多く提出され、守護比定の追加・修正もなされてきた。とはいえ、それらはいわば、玉石混淆の山、といわざるをえない。その要因は、鎌倉期守護の職務内容に関する理解にしろ、それに基づく比定方法にせよ、大部分の研究が、佐藤の守護理解の枠組みを無二の前提とする点、否、前提にせざるをえない研究状況にこそ、存する。佐藤の守護理解の枠組みやその後の個別研究の成果を、一定の視点から再検証・再構成するための統一的視座が、求められている。

そうしたなか、近年にいたり、佐藤進一の守護理解の枠組みに対する全面的な再検討の必要性が指摘された。その先駆けは、上横手雅敬の研究である(「守護制度の再検討」、同『日本中世国家史論考』塙書房、1994年)。上横手は、列島を東国・北国・畿内近国・鎮西の4地域に区分し、御家人編成の東西差や、これまで守護として取り扱われてきた駿河・伊豆・武蔵国における守護不設置など、守護制度の展開過程を地域的特質とともに明快に論じた。

そうした視角を批判的に継承し、議論をもう一步推し進めたのが、研究代表者の論考である(熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」(2007年度日本史研究会大会・中世史部会・共同研究報告、『日本史研究』547号、2008年。以下「【拙稿】」)。鎌倉幕府支配の展開過程は広域支配機関(関東・六波羅・博多)と守護を介する複線的な列島支配を基軸としたこと、総じて鎌倉幕府の東国支配は守護不設置を基調としたこと、蒙古襲来への対応から北条氏一門・外様御家人の双方で守護家・家業・拠点等の東西分化が進むことなどを指摘し、承久・仁治・建治・永仁年間で区切る鎌倉幕府支配の五段階理解を提示したうえで、国衙機構掌握論(石井進)・守護論(上横手雅敬)・得宗専制論(佐藤進一)など、通説的諸学説の再検証を企図した論考である。

こうした研究代表者の理解の基礎は、【拙稿】以前に取り組んだ六波羅探題研究にある(課程博士論文『六波羅探題の研究』京都大学大学院文学研究科、2004年学位授与)。その特色は、少々妙な表現ながら、六波羅探題研究にとどまらぬ六波羅探題研究、とでも自己評価できようか。

例えば、六波羅の訴訟裁断機関としての確

立過程を、他の広域支配機関(関東・博多)や守護との連関のなかで論じ(「六波羅における裁許と評定」、『史林』85巻6号、2002年)、六波羅のもとで守護正員・守護代や在京その他の御家人を介して行われた遵行体系を、やはり広域支配機関や守護との関係をふまえつつ再検討し(「六波羅・守護体制の構造と展開」、『日本史研究』491号、2003年)、また、播磨国守護領の形成過程を他の国々と比較検討することで、鎌倉期の守護制度が地域差や段階差を伴いながら列島に展開していく、との見通しをえた(「播磨国守護領の形成過程」、『ヒストリア』184号、2003年)。そうした視角に基づく全体像は、やがて【拙稿】として結実した。

とはいえ、【拙稿】執筆に際して苦慮したのは、ひとつに、時期ごとの各国守護の任免をめぐる、研究代表者自身と他の論者双方をあわせた知見の集約・整理であった。本研究開始以前に研究代表者が収集した鎌倉期守護の任免に関する古文書・古記録等の文献史料は、2350件強にのぼる。また、佐藤進一の研究以後、任免について新たな知見を提示した論者は数知れず、現段階までに研究代表者が把握でき、妥当な指摘と認めえたものに限っても、北国・畿内近国・鎮西の52ヶ国中30ヶ国で新たな追加・修正があり、東国の15ヶ国については、【拙稿】で指摘したように、守護不設置国の増加も含めて全面的再検討の余地があった。

ところが、そうした文献史料や各種研究を一瞥しようにも、佐藤進一の研究以後の成果を取り纏めた研究は、皆無であった。実際、鎌倉幕府研究の専門家のみならず、同時代・隣接分野も含めた研究者から、各国・時期の守護在職状況を把握しようにも、佐藤著以外に寄る辺がない、との声がよく聞こえるのは、そうした史料・論考に関する基本的データの不在に原因があった。そして、そもそも何をもちいて守護在職(あるいは不設置)と見做すべきなのか、という根本的問題について、議論を進め、深めていくための「叩き台」的な成果さえ提出されていないのが、研究開始当初の現状であった。

2. 研究の目的

本研究では、鎌倉幕府守護制度の地域的特質をめぐる近年の議論の進展もふまえながら、鎌倉幕府守護関係史料・論考を網羅的に収集・整理した基本的データを提示し、現段階の史料残存・研究状況で判明する限りで、時期ごとに各国守護の任免(あるいは不設置)状況を確定したうえで、それらをもとに、これまで議論の一致をみえない、鎌倉期守護の存在形態や任免状況に関する統一的視座を提示する。鎌倉幕府守護制度というにとどまらず、鎌倉幕府支配の支配体系やその地域的特質、ひいては次代室町幕府勢力の支配構造に関する研究が進展するための、文字通りの「叩き台」

としたい。

3. 研究の方法

本研究を進めるうえでの「作業台」となったのが、A「鎌倉幕府守護関係史料データベース」と、B「鎌倉幕府諸国守護沿革考証ノート」である。

Aは、「1. 研究開始当初の背景」の項にいう【拙稿】の執筆に際して作成したもので、データベースソフトで作成した。一史料ごとに「年月日」「分類」「国名」「史料名」「史料本文」「出典」の各項目を設け、データベースソフトの機能を用いて国別に絞り込むことで、国ごとの関係史料が一瞥できるようにした。また、国々を横断する事柄についても、「分類」のキーワード設定如何によって様々な検索が可能である。

対してBは、Aと併行してワープロソフトで作成したもので、五畿七道ごとに各国のページを設け、まず佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』の成果に拠り、国ごとに守護在職者とその上限・下限年代を、年表ふうに列挙したものが土台になっている。各項の史料典拠は、佐藤著とともに、Aのデータベースを参照することで、容易に確認できる。

研究代表者は、新たな関係史料を発見した場合、あるいは他の研究者の論考で新史料や新知見が指摘されていることに気づいた場合には、そのつど、Aのデータベースに新史料をレコードとして加え、同時にBのノートには、新たな在職者名・在職時期を書き加え、その史料・論考の出典を明記する、という作業を、【拙稿】の執筆・公表後も、継続して進めてきた。

その成果が、「1. 研究開始当初の背景」の項で述べた、Aのデータベースに基づく「2350件強の文献史料」と、Bから判明する「52ヶ国中30ヶ国での新たな追加・修正」「東国15ヶ国における全面的再検討の必要性」である。

本研究では、こうした作業を主軸に据え、あらためて本格的に、上記の課題に取り組んだ。まずは、Aのデータベースと、Bのノートの内容の再確認・再検証とともに、その増補に着手した。

そのうえで、【拙稿】で提示した、鎌倉幕府守護制度が地域差や段階差を伴いながら列島に展開していった、との「見通し」を、

基本的データの網羅的収集とその提示、時期ごとの各国守護の任免(あるいは不設置)状況の確定、といった具体的データで修正・補訂、あるいは補強・肉付けすることをめざした。

4. 研究成果

(1) 各国守護の任免状況の検討を進める過程で、まず、雑誌論文「鎌倉期若狭国守護の再検討」を公表した。若狭国守護に関する重要史料に『若狭国守護職次第』と『若狭国今富名領主次第』がある。雑誌論文は、内

容に齟齬のある両史料の記事を丹念に読みなおす作業をもとに、鎌倉期における若狭国守護の任免状況について、根本的に再検討を加えたものである。

若狭国守護職は、佐藤進一の得宗専制論や、石井進の国衙機構掌握論を裏づける随一の具体例とされてきた。これまで、まったく揺るぎないと思われてきた各国守護の任免状況についても、あらためて再考の余地があることを示すことができた。

(2) 雑誌論文「鎌倉幕府の裁許状と安堵状 安堵と裁許のあいだ」は、鎌倉幕府が発給した公文書である將軍下文と関東下知状を2400通あまり収集し、下文が下知状と同質化するのと併行して進んだ下知状じたいの確立過程をたどった論考である。

これまで関東下知状として一括されてきた幕府発給の下知状は、当初、5つの様式からなり、時期を下るにつれて2つの様式に確立したこと、これまで安堵状の範疇で把握されてきた買得安堵状は、裁許状の範疇で把握すべきであることなどが、新たに明らかとなった。

雑誌論文は、鎌倉幕府の守護を直接に取り扱ったものではないが、基本史料である鎌倉幕府発給文書や、武士政権である幕府の重要な権能であった安堵や裁許についての基礎的検討は、守護をふくめた今後の鎌倉幕府研究に資するところが大きいと考える。

(3) 雑誌論文は、鎌倉期の北陸道における地域的偏差を、守護の存在形態を規矩に測定する、という目的で執筆したものである。

文治国地頭・関東知行国・鎌倉殿勤農使と守護の関係についての分析をつうじて、当初、一括して把握される傾向が強かった北陸道が、承久の乱やモンゴル襲来を経て、六波羅探題の管轄国である「西国」と、関東(鎌倉)の管轄国である「東国」へと分かれていく過程を、詳細にたどった。

雑誌論文のひとつの意義は、鎌倉幕府の守護が全国一律に、通時的に置かれたわけではないことを、北陸道における具体例をもって示した点にある。鎌倉幕府の東国支配は守護不設置を基調としたとみる研究代表者の見解を、ややかたちを変えつつ、北陸道に場を移して示すことができたと思う。

(4) 雑誌論文「ふたりの為時 得宗専制の陰翳」は、鎌倉幕府の執権北条時頼の同母弟である北条(阿蘇)為時が、時頼の執権辞任と出家に際して肥後国に流された事実を明らかにし、北条重時の長子である北条(苅田)為時が、数々の政変にかかわった大黒幕だった可能性があることなどを指摘した、鎌倉幕府政治史に関する論考である。

阿蘇為時は、肥後国への配流を経て、モンゴル襲来に際して肥前国守護として復権する。雑誌論文の執筆のひとつの機縁は、肥前国守護として突如、史料上に登場する阿蘇為時の経歴をたどるうち、その前歴の不自然さに気づいたことにあった。

かねてから研究代表者は、広域支配機関（関東・六波羅・博多）と守護を分析の基軸にすえ、鎌倉幕府の列島支配に関する研究を進めてきたが、雑誌論文は、それらと、鎌倉幕府中枢の政治史研究を融合しうる可能性を照らす。「列島全体を視野に入れた鎌倉幕府政治史研究」が、今後の展望となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

熊谷隆之「ふたりの為時 得宗専制の陰翳」、『日本史研究』611号、1～17頁、2013年、査読有

熊谷隆之「鎌倉幕府支配の北陸道における展開」、『富山史壇』168号、1～12頁、2012年、査読有

熊谷隆之「鎌倉幕府の裁許状と安堵状 安堵と裁許のあいだ」、『立命館文学』624号、2012年、387～396頁、査読無

熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」、『日本史研究』586号、1～19頁、2011年、査読有

〔学会発表〕（計2件）

熊谷隆之「鎌倉幕府支配の西国と東国」、『第51回中世史サマーセミナー、2013年8月24日、にぎたつ会館（愛媛県松山市）

熊谷隆之「鎌倉幕府支配の北陸道における展開」、『越中史壇会・特別研究発表会、2011年7月3日、富山県民会館（富山県富山市）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

熊谷 隆之（KUMAGAI, Takayuki）

富山大学・人文学部・准教授

研究者番号：70553113

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし